

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年6月1日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 定期監査（前期・後期）（22 監査第 90 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 現金・金券類の取扱いについて (報告書 2 ページ)</p> <p>(1) 資金前渡金の事務処理を適正に行うべきもの</p> <p>平成 14 年度から 17 年度までの学校評議員運営費補助金等に係る残金が資金前渡口座に留め置かれていた。適正な事務処理が行われるよう、チェック体制を強化するとともに、再発防止に努められたい。</p> <p>(松代中学校)</p>	<p>資金前渡口座に留め置かれていた平成 14 年度から 17 年度までの学校評議員運営費補助金等に係る残金については、公金の取扱いに関する学校のチェック体制の甘さが原因であったため、チェック体制の見直しを行い、公金は必ず複数人での確認を行い、また、適時・適切な財務処理を行うよう徹底することで改善を図った。</p> <p>(松代中学校)</p> <p>同残金については、速やかに内容等を調査の上、平成 22 年 10 月 27 日に調定を行い、同年 11 月 2 日に資金前渡口座から市の口座に雑入として戻入を受けた。</p> <p>また、平成 22 年 11 月 8 日付け 22 学教第 436 号により、全小・中学校長に対し「適正な財務処理の執行について」通知し、次の事項について周知徹底することで、今後の適正な取扱いについての是正と改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財務処理については、関係法令等に則り適正な事務処理が行われるよう、チェック体制を強化し、不適切な事務処理の防止に努めること。・ 公金は必ず複数人での確認を行い、また、適時・適切な財務処理を行うよう徹底すること。 <p>さらに、学校事務職員の研修会等の機会をとらえ、適時・適切な財務処理を行うよう指導することで再発防止を図った。</p> <p>(学校教育課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 定期監査（前期・後期）（22 監査第 90 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 収入に関する事務について (報告書 3 ページ)</p> <p>(3) 収納金の払い込みを適切に行うべきもの</p> <p>マレットゴルフ用具使用料について、使用料が長期間金庫に保管されたまま、入金処理がなされていなかった。現金は長期間金庫に保管することのないよう、速やかに現金払込書により入金されたい。</p> <p>また、公衆電話料金について、4 か月分まとめて調定されていた。本来 1 か月ごとに調定処理されるべきものであることから、速やかに入金処理されたい。</p> <p>(中条公民館)</p> <p>6 財産管理に関する事務について (報告書 9 ページ)</p> <p>(1) 備品管理事務を適正にすべきもの</p> <p>イ 重要物品のカラーコピー機については、既に廃棄していたが、備品台帳から取消手続きがなされていなかった。また、優勝旗ガラスショーケースについては、歴史民俗資料館へ所管換となっていたが、所管換の手続きがなされていなかった。備品台帳からの取消手続き及び所管換の手続きを行い、適正な備品管理をされたい。</p> <p>(中条公民館)</p>	<p>マレットゴルフ用具使用料の入金後体育課に連絡したが、納付書の発行がされなかったことが原因であったため、今後は体育課に連絡をしたら、すぐ納付書を発行していただくようにすることで改善を図った。なお、平成 22 年 10 月 25 日、体育課の納付書により、ながの農協中条支店に入金した。</p> <p>また、公衆電話料金について、1 か月ごとに入金しなければいけないことを理解していなかったことが原因であったため、職員で確認し 1 ヶ月毎に入金するように徹底することで改善を図った。なお、平成 22 年 10 月 12 日、ながの農協中条支店に入金した。</p> <p>(中条公民館)</p> <p>合併の引継ぎで重要物品制度についての理解が不十分で手続きしなければならないことを知らなかったことが原因であるため、職員に徹底することで改善を図った。なお、平成 22 年 10 月 13 日、取消手続き及び所管換手続きを行った。</p> <p>(中条公民館)</p>